

事業1 医療機関未受診者・治療中断者に対する受診勧奨・保健指導

当該事業においては、医療機関を受診していない方や、糖尿病にて通院中であったが治療を中断された方に対し医療機関への受診勧奨や保健指導を行います。

事業のスキーム

① 羽島市国保が対象者を抽出し、委託業者に提供

<抽出条件>

・医療機関未受診者…最新の健診結果において、空腹時血糖 126mg/ dL または HbA1c(NGSP)6.5%以上が確認された者。

・治療中断者…過去 3 年程度の健診結果において、HbA1c(NGSP)6.5%以上が確認された者のうち、糖尿病通院中で最終の受診日から 6 ヶ月以上経過しても受診した記録がない者。

※国保の資格を喪失した方やがん等で終末期にある方等などは、対象としません。

② 委託業者が対象者へ受診勧奨案内等を送付

③ 対象者が受診勧奨案内を持参の上医療機関を受診し、保健指導を希望する場合は、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に記入

④ 医療機関は「連絡票」に受診結果を記入の上、「個人情報の取り扱いに関する同意書」(対象者記入)、「請求書」と共に返信用封筒により羽島市国保へ返送。

⑤ 羽島市国保は「連絡票」を委託業者に送付。

⑥ 委託業者は「連絡票」に基づき対象者へ保健指導を行う。